

特別な状況で欠席するとき

— 出席停止・忌引き・入学試験等 —

◆出席停止

- ・病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

- インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- 新型コロナウイルス感染症・・・・発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- 百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹（はしか）・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで
- 風疹（三日ばしか）・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
- 水痘（水ぼうそう）・・・・・・・・すべての発疹が痂皮（かひ）化するまで
- 咽頭結膜熱（プール熱）・・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

- 結核
- 腸管出血性大腸菌感染症
- 流行性角結膜炎
- 急性出血性結膜炎
- その他の感染症

学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

- 手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎
- ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、など

◆忌引き

- ・親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席にならない）場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）

- | | | |
|----------------|-----------------|------------|
| 父母・・・・・・・・7日以内 | 祖父母・・・・・・・・3日以内 | 曾祖父母・・1日以内 |
| 兄弟姉妹・・3日以内 | おじ・おば・・1日以内 | |

◆入学試験等（入学試験・蟹江町教育支援センター出席など）

- ・入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・蟹江町教育支援センター（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

◆ラーケーションの日

- ・令和5年度より愛知県では子どもの学び（ラーニング）と、保護者の休暇（バケーション）を組み合わせ、未来につながる家庭での主体的・体験的な学びを応援するための「ラーケーションの日」が実施されています。
- ・出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- ・「ラーケーションカード」に必要事項を記入し、取得日の1週間前までを目途に、児童生徒または保護者が学校（担任）に提出してください。＊電話での届出はできません。